

東洋學報 第十二卷第四號 大正十一年十二月

胡床につきて

藤田豊八

(一)

古代の支那では、皆な平坐で、今のやうに倚坐する習慣はなかつた。これはその古代の文獻に徴しても、はた後漢に出來た孝堂山及び武梁石室の壁畫に視ても明瞭であつて、特に此等畫中には種々の人物が現はれてゐるが、倚坐するものは一人もない。されば少なくとも後漢の頃までは支那人は皆な平坐したものとへやう。そしてこの平坐の方法について、古代文獻に見ゆる文字は約之を居と跪との二種に大別することが出來、更に之を尻跪居、箕踞の四種に細分することが出來やうと思ふ。

居は説文に依れば、蹲也とある。また同書の足部に「蹲居也」とある。即ち居は今の踞字で、蹲踞のことである。また論語の憲門篇に「原壤夷俟、子曰、幼而不孫弟、長而無述焉、老而不死、是

爲賊、以杖叩其脛」とあるが、夷俟とは蹲踞して出迎せざるを謂ふので、夷は之を夷踞ともいつたことは後漢書郭林宗傳に茅容の事を傳へ、そが同輩と雨を樹下に避けた狀を記し、衆皆夷踞相對、容獨危坐愈恭といつて居るので知れる。この坐法は段玉裁もいつて居る通り、足底を地若くは席に著け、その尻を下し、その膝を立てるのを謂ふのである。

この居即ち蹲踞と似て、更に不敬とせられて居たのは箕踞である。史記陸賈傳にそが南越王尉他に使せし時の事を記し、陸生至、尉他魁結箕踞見陸生とあり、そして尉他が陸生の説を聞くや、逌蹶然起坐して陸生に謝し、居蠻夷中久殊失禮義といつたと傳へて居る。この箕踞は漢書に箕踞に作り、顔師古は之に注して謂伸其兩脚而坐といつて居る。されば箕踞は尻を地若くは席に著け、その兩脚を前に伸ばすを謂つたもので、蹲踞との差は兩脚を立てると伸ばすとの差があるだけである。たゞ兩脚を伸ばすのも程度問題で、少々伸ばしたのである箕踞といつたものと見え、晋皇甫謐の高士傳嚴光條に侯霸が光武の命を含み、その屬官を遣つて嚴光に書を奉つた時の狀を記し、光不起於牀上箕踞抱膝發書讀訖といつて居る。

蹲踞と箕踞とは固より廣く行はれた坐法であつたらうが、教養ある士人の間に在つては不敬の坐法として斥けられたものであることは、上に舉げた例に視ても知られやう。そして支那古代に於て此等士人の間に正しき坐法として行はれたものは先づ跪若くは跽である。跪は釋名には、跪危也、兩膝隱地、體危跪也といへば、兩膝を席に著け上體を聳かした坐法を謂つたのである。たゞ説文に、拜也、从足危聲とあり、段玉裁は疑らくば、所以拜也といふべ

しといつて居るが、いかゞであらう。又た説文には跪の外に跪字があり、各本に「長跪也」とあるを段氏は之を「長跪也」と改めて居るが、史記范雎傳に范雎が秦に入り秦王に見えた條に「秦王跪而請曰、先生何以幸教寡人、范雎曰、唯唯、秦王復跪而請曰、先生何以幸教寡人、范雎曰、唯唯、若是者三、秦王跪曰、先生卒不幸教寡人、邪云々」とある。索隱に「跪、其紀反、跪者、長跪、兩膝被地」とあるのに本づいたのであらう。この跪と跪とは共に兩膝を地若くは席に著け、尻を上げ體を聳かすは同様であるが、跪は首手に至るの拜の形を謂ひ、跪は拜に係らざるをいふのであらう。従つて長跪といふ所も解せらるゝのである。そして跪が拜に係らざるとは、范雎と秦王との問答の後に於て「范雎拜、秦王亦拜」といつて居るのでも知らるゝのである。固より跪と跪との原義にかゝる區別はあるが、多くは同義として用ゐられて居るのである。なほ毛詩には跪と同義の文字に啓といふのがある、即ち小雅四牡に「不遑啓處」とあり、同采薇には「不遑啓居」とも「不遑啓處」とも見え、同出車には「不遑啓居」と見え、そして毛傳には「啓、跪也、處、居也」といつて居る。これは單に文字の差で内容は同一である。またこの居は尻で、居は俗字である。尻は孝經に「仲尼尻會子侍」とあるそれである。説文に「尻、處也、从尸、几、尸得几而止也、孝經曰、仲尼尻、尻謂閒尻如此」と見え、又た處止也、从久、几、久得几而止也」と見えて居る。後世では尻を誤つて居に作り、居は之に足を加へて蹠に作つて居るが、古代はそうでなかつたのである。さて尻の尸は人であつて此文字は人が几に凭つて坐するの會意から出來たのであり、凭といふ字も人が几に依るから出來た文字で、説文には「凭、依几也」と見えて居る。几の小篆は几

て象形である、後世は之に木旁を加へて机に作つて居る。されば支那の古代は几に凭て坐したものであるが、これが孔子閒居の形であつたのである。又た説文に「牀安身の几坐也、从木片聲」とあれば、古代の支那人は几に凭り牀に坐したものと見ゆる。たゞ徐鉉本には「安身の几坐也」とあるを「安身之坐者」と作つて居るといふことであるが、坐するに几に凭つたことは、尻字の製作上から明瞭であれば、意義に於て大差はない。固より説文のこの解釋は完全でない、安身の内に坐臥共に含まるゝとするも到底不明瞭を免れない。されば漢末魏初の人劉熙の著せる釋名には、人所坐臥曰牀といつて居る。たゞ牀は元來は臥するに専用したもので漢の頃から坐臥共に用ゆるに至つたのである。

尻の外に之と略ぼ同義を有する文字に坐といふのがある。これは説文に「聖止也」とあり、その古文は坐に作り、人地に席して坐するの會意である。されば尻といひ坐といふは起若くは臥に對する汎稱で、一定の坐法ではないやうでもある。たゞ段玉裁はその説文解字注居字下に於て「跪與坐皆鄰著於席、而跪聳其體、坐下其腓」といつて居る。こゝに鄰は即ち膝で、跪は即ち尻であり、そしてその所謂坐は尻と同一の意義に用ゐて居るのである。これに依ると坐即ち尻は膝を席に著け、上腿と下腿と相接するの坐法を謂つたもので、我々日本人の正坐と同様である。今孝堂山及び武梁石室の畫像を觀ると、卑者の坐するものは跪坐せるものがあり、跪拜せるものあり、また尻を下げて我々日本人の正坐と同様のものも往々見受けられ、尊者は膝組するものもあるが、我々日本人と同様の正坐をして居るものもある。こ

の膝組は支那の古代に特別の名稱は見當らぬが、その尻を席に著ける點よりして居即ち跪の一種であつたらうと思はるゝ。又た我々日本人の正坐と同様のものは、これは跪の一種で即ち跪若くは跪は恭敬の意を表する一時的のもので、久しきに亘れば尻を下げざるを得ないのは自然の勢であらう。従つて恭敬の人々はこの坐法をしたもので、さきに引用した後漢書郭林宗傳の「容獨危坐愈恭の危坐も是であらうし、又た同書郭躬傳の「桓帝時汝南有陳伯敬者行必矩步坐必端膝」といへる、端膝もこれであらう。特に明瞭なのは同書向栩傳に「常於竈北坐板上、如是積板乃有膝、蹠足指之處」といへるのを三國史魏志管寧傳の「斐注に高士傳を引き、管寧自越海及歸常坐一木榻積五十餘年未嘗箕股其榻上當膝處皆穿」といへるのが是である。高士傳漢魏叢書本には箕股を箕踞に作つて居る。又た晉書陶侃傳にも「終日斂膝危坐」と見えて居り、梁書長沙嗣王業傳にその弟藻の爲人を述べ「性恬靜獨處一室床有膝痕」といつて居る。そして支那にても古代に在つてはこれが正式の坐法であつたといふことは、周書蘇綽傳に「遂留綽至夜間以治道太祖臥而聽之綽於是指陳帝王之道兼述申韓之要太祖乃起整衣危坐不覺膝之前席」といつて居るのでも判る。席は牀上の敷物である。想ふに史記に尉他が陸賈の説を聽き「蹶然起坐」といふ所謂坐もこの正式の坐法であつたらうし、仲尼尻の尻もこれであつたらうと思へるのである。なほ此坐法は遠く後世にもその遺風を存じ、専ら椅式の行はれた清時ですら、王鳴盛の十七史商榷卷二四には「今人雖不席地而北方多用牀上坐謂之盤膝坐此尙合古禮不伸脚若南人皆坐交椅背及兩手皆有倚無不伸脚者矣」とい

つて居る。

(二)

以上坐法の説明に依り、古代の支那人は牀に坐したか、然らざれば地に坐したかであるといふことが知られやう。そして説文には牀の外に坐臥の家具を擧げてない(その附屬物である几、帷、枕、筵、簀等を除き)。想ふに漢以前にはこの外に別に何もなかつたのであらう。然るに漢末に至り劉熙の釋名には牀の外に榻の字が見え、さきに引用せる「人所坐臥曰牀」の下に「長狹而卑曰榻」といひ、又「小者曰獨坐、主人無二、獨所坐也」といつて居る。説文に榻字はない。然るに康熙字典、榻字下に説文を引き、牀也从曰从羽」といつて居る。由來この字典の依るに足らないのはいふまでもないが、説文には榻字はあるが、しかも之を解して「飛盛貞、从羽曰」といつて居る。且つこの榻は史記漢書には見えないで、後漢書に至りて初めて現はれて居る。即ち徐穉傳に陳蕃が此人を特遇したことを述べ、蕃在郡、不接賓客、唯穉來、特設一榻去則縣之」とあり、又た陳蕃傳に高潔の士周瑁を敬待したことを述べ、字而不名、特爲置一榻去則縣之」といつて居る。又た隋虞世南の北堂書鈔卷一三三に謝承後漢書を引き、薛攄爲漢中太守、盛夏但坐板榻上、冬坐羊皮、河南高弘爲瑯邪相亦然」といつて居る。後世に至りては榻は殆ど牀と同義に用ゐらるに至つたが、當時に在つては牀に比して「長狹而卑」なるを榻といひ、その間自ら區別があつたやうである。そして此は牀と同様に人の坐するにも用ゐたがまた

之を大牀前に施し之に登るにも用ゐたやうである。そは釋名に榻登施之承大牀前小榻上登以上牀也といひ、一切經音義に之を引き榻登を氍毹に作り施之大牀前小榻上所以登上牀者因以名焉といつて居るので知れるのである。氍毹については或は毛製であるといふものもあるが、北堂書鈔卷一三四に吳時外國傳、交州以南外國傳かを引き、天竺出細靡氍毹氍毹細者謂之氍毹といひ、又た晋郭義恭の廣志を引き、氍毹白疊毛織也、近出南海といつて居る。されば氍毹は白疊布即ち木棉布の細なるもので、之に種々の色彩、若くは形像を施したものと見える。そは同書に引ける魏の魚豢の魏略に五色九色といひ、宋劉敬叔の異苑に百種形像などあるに依りて知れるのである。されば榻はその初は牀に登降するの用に供したものであらうが、所謂長狹而卑にして運搬に便なるが故に坐するにも之を用ゐるに至り、後には坐臥共に之を用ゆるに至つたものであらう。

なほ釋名には、小者曰獨坐、主人無二、獨所坐也といつて居るが、これはさきに引用せる後漢書徐穉傳に「特設一榻」といひ、陳蕃傳に「特爲置一榻」とある小榻を謂つたものであらうが、しかし榻も、その大小に拘らず、牀と均しく坐するに用ゐたもので、後世の如く、脚を垂れて倚坐するに用ゐたことはなかつたのである。此事はさきに引用した管寧の例でも、はた薛攄の例でも見らるゝが、又た三國志蜀志簡雍傳に「性簡傲跌宕、在先主坐席、猶箕踞、傾倚、威儀不肅、自縱適、諸葛亮已下、則獨擅一榻、項枕臥語、無所爲屈」と言へるが如き、此人は榻上に横臥して他に對したものと見ゆる。こは固より例外であるが、榻が如何に用ゐられたかは、此等に依りても

大體想像がつかうと思ふ。

たゞ後世の倚式に似た坐法も、一種特別の場合には無いことはなかつた。そは史記高祖本紀に酈食其謂監門曰諸將過此者多吾視沛公大人長者乃求見說沛公沛公方踞牀使兩女子洗足酈生不拜長揖曰足下必欲誅無道秦不宜踞見長者於是沛公起攝衣謝之云々といへるこゝとである。此事は漢書卷一帝紀にも卷四十三酈食其傳にも見えて洗足を單に洗に作つて居る。こゝに「踞床使兩女子洗足」といへば、この踞は所謂蹲踞ではない。顏師古は之に注して「踞反企也洗洗足也踞音據」といつて居るが是は尻を床上に著け兩脚を床下に垂れたものであらう。後世支那畫家は往々此事を畫題として居るが皆な兩脚を床下に垂れた狀を畫いてゐる。固よりこゝに踞といふは尻を床上に著けたからいふのであらう。又た王充論衡(卷二六實知篇に「孔子將死遺讖書曰不知何一男子自謂秦始皇上我之堂踞我之牀顛倒我衣裳至沙丘而亡其後秦王兼吞天下號始皇巡狩至魯觀孔子宅乃至沙丘道病而崩」といつて居り、これは固より附會の傳説に過ぎないが、無禮なる坐法として後漢の時にも踞するものがある。つたとの證據にはならう。その他晉書平原王幹傳に「齊王冏既輔政幹詣之冏出迎拜幹入踞其牀不命冏坐語之曰汝勿效白女兒其意指趙王倫也」とあり、劉兆傳に「嘗有人著鞞騎驢至兆門外曰吾欲見延世兆儒德道素青州無稱其字者門人大怒兆曰聽前既進踞床」とも見えて居る。司馬幹は奇人であり、劉兆の訪客は鞞を著け驢に騎すと云へば胡服を著けて居た人である。こゝに所謂踞牀も牀に據り脚を垂れて坐つたのでらう。又た晉書王嘉傳にも「下馬踞牀一

無所言と見ゆるが、その下馬といふより推せば、これ亦た胡服を着けて居たかも知れぬ。又た唐人の小説虬髯傳にも「隋煬帝之幸江都也、命司空揚素守西京、素驕貴……每公卿入言、賓客上謁、未嘗不踞床而見、令美人捧出、侍婢羅列云々」と見えて居り、李靖の之に見えて「天下方亂、英雄競起、公爲帝室重臣、須以收羅豪傑爲心、不宜踞見賓客」といへる。宛然鄭生が漢高に見えた態である。兎も角晋時より踞牀するものゝ漸く多くなつたやうであるが、こゝに説かんとする胡牀の影響と見て支障はなからうとも思はれないが、しかも當時に在つて、牀若くは權は大抵の場合平坐するに用ゐたもので、たとへ此等の踞牀が脚を垂れた坐法であつたとしても、こゝは少數の異例と見做すべきであらう。

(三)

魏晋以後歴代の史書に坐具として牀榻の外、胡牀といふものが見え、何人も已に知れる通り、こゝはその名目の示す如く外國傳來のものである。後漢書五行志に「靈帝好胡服、胡帳、胡牀、胡坐、胡飲、胡箜篌、胡笛、胡舞、京都貴戚皆競爲之、此服妖也、其後董卓多擁胡兵、填塞街衢、虜掠宮掖、發掘園陵云云」といつて居るが、こゝは後漢應劭の風俗通「正しくは風俗通義に依つたものらしく、太平御覽卷七〇六」胡牀條下に風俗通を引き、靈帝好胡牀、董卓權胡兵之應也」といつて居る。權は擁の譌誤なるべく、且つその文は風俗通の節録らしい。固より今に傳はる風俗通は殘缺の餘で、隋書經籍志に三十一卷とあるものが、僅に十卷しかなく、且つその十卷も完全なも

のではないやうである。従つて今の風俗通にはこの文はないが、原本には確にこの一條があつたものと見ゆる。されば漢靈帝の時(西一六八—一八八)宮掖にまでも胡牀が用ゐられ、京都の貴戚が皆な競ひて之を真似たといふことは、應劭が靈帝と同時の人であつたといふ理由を以て充分に信が置けることであらうと思ふ。

然るに晋書五行志には「秦始之後、中國相尙用胡牀。貂襜褕及爲羌煮、貂炙、貴人富室必畜其器。吉享嘉會皆以爲先云々」とあり、宋書五行志にも略ぼ同一の文があり、たゞ秦始の上に「晋武帝の三字を冠らせて居る。いふまでもなく晋書は唐時の編纂であるが、宋書は梁沈約の著述である。そして此兩書は共に晋干寶の搜神記に本づいたらしく、同書卷七に「胡牀、貂襜褕之器也。羌煮、貂炙、翟之食也。自太始以來、中國尙之貴人富室必畜其器。吉享嘉會皆以爲先。戎翟侵中國之前兆也」と見えて居る。太始は前漢武帝の年號である。たゞこの太始が晋武帝の年號なる秦始の同音に因る譌誤であることは、晋宋兩書に依りても知らるゝが、この文中「戎翟侵中國之前兆也」といへるにて一點疑ふべき餘地がなからうと思ふ。何となれば戎翟が中國を蹂躪したのは漢代でなくして晋代であるからである。されば胡牀が秦始以來中國の尙ぶところとなり、所謂貴人富室必畜其器、吉享嘉會皆以爲先といふことは晋人の晋代の事を傳へたのであるから、これまた略ぼ信を置けやうと思ふ。

應劭及び後漢書と干寶及び晋宋兩書との所傳には、かく相違はあるが、しかしこれは、胡牀は後漢靈帝の時始めて宮掖に入り、貴戚の間に用ゐられ、晋武帝秦始以來益々盛に貴人富室

の間に行はれたと解すべきであらう。實際後漢書には五行志以外に胡牀の名は見えずが、三國志魏志には已に此名が見えて居る。即ち武帝紀漢獻帝建安十六年(西二一一)曹操が西征して馬超と潼關に相拒んだ時の事を記せる條の裴松之注に曹瞞傳を引き、公將過河、前隊適渡超等奄至、公猶坐胡床不起云々といつて居る。又た同書裴潛傳注に魏略を引き、潛爲兗州時嘗作一胡床及其去也、留以掛柱と見えて居る。又た北堂書鈔には上の一條の外、更に魏略を引いて、蘇則從文帝行獵、檣桂失鹿、帝大怒、踞胡床、拔刀、悉收督吏將斬之、則諫乃止と見ゆ。三國志魏志(卷十六)蘇則傳にも此事を載せ、之と略ぼ同文であるが檣桂が檣柱拔となり、床の上に胡字がない。しかし何焯の説では宋本には牀上に胡字があるといふことである。されば胡牀が靈帝の時から支那に入つたといふ所傳は固より信ずるに足り、少なくとも獻帝の時曹操は已に之を用ゐて居たのである。換言すれば胡牀は西歷二世紀の末、三世紀の初に支那に入つたと視てよからうと想ふ。

(四)

然らば胡床とは如何なるものであつたらうか。これが坐するに用ゐたことは明であるが、その坐法は如何なるものであつたらうか。予輩はこゝに煩を厭はず、史傳に見ゆるその用法を左に列擧して見やう。

三國時代では、予輩の知れる範圍に於て、上の三件に過ぎないが、晉時代に入りては、やゝ多

敷の例がある。先づ晋書王渾傳にはその子王濟の事蹟を附載して居るが、王愷以帝舅奢豪有牛八百里駁常瑩其蹄角濟請以錢千萬與牛對射而賭之愷亦自恃其能令濟先射一發破的因據胡床叱左右速探牛心來須更而至一割便去と見えて居る。又た王導傳にもその子王恬の事蹟を附載して居るが性傲誕不拘禮法謝萬嘗造恬既坐少頃恬便入內萬以爲必厚待己殊有喜色恬久之乃沐頭散髮而出據胡床於庭中曬髮神氣傲邁竟無賓主之禮萬悵然而歸といつて居る。この事は北堂書鈔卷一三五藝文類聚卷七〇にも文字に多少の異同はあるが郭子曰として載せて居る。想ふに晋書は郭子に依つたものであらう。郭子は隋書經籍志に郭子三卷東晋中郎郭澄之撰とあるが今は玉函山房輯本があるのみで原本は傳らなう。

又た晋書には戴若思傳に少好遊俠不拘操行遇陸機赴洛船裝甚盛遂與其徒掠之若思登岸據胡床指麾同旅皆得其宜といひ庾亮傳には亮在武昌諸佐吏殷浩之徒乘秋夜往共登南樓俄而不覺亮至諸人將起避亮曰諸君少住老子於此處與復不淺便據胡床與浩等談詠竟坐其坦率行已多此類也といひ桓伊傳には善音樂盡一時之妙……王徽之赴召京師泊舟青溪素不與徽之相識伊於岸上過……徽之便令人謂伊曰聞君善吹笛試爲我一奏伊是時已貴顯素聞徽之名便下車踞胡床爲作三調弄畢便上車去客主不交一言といひ又た張軌傳附載のその曾孫張重華傳にその將謝艾をして石季龍の將麻秋を防がした時の狀を紀し艾輟車冠白帽鳴鼓而行秋望而怒曰艾年少書生冠服如此輕我也命黑稍龍驤三千人馳擊之艾左右大擾左戰帥李偉勸艾乘馬艾不從乃下車踞胡床指摩處分賊以爲伏兵發也懼不敢進といひ又た蘇峻傳には峻敗

後の殘徒の始末を述べ、張健復與馬雄韓昇等、輕軍俱走、李閔率銳兵追之、及於嶮山、攻之甚急、健等不敢下山、惟見獨出、帶兩步、鞞箭却、據胡床、彎弓射之、傷殺甚多、箭盡、乃斬之、といつて居る。又た北堂書鈔卷一二九に語林を引き、謝鎮西著紫羅襦、乃據胡床、彈琵琶、作大道曲、といつてゐるが、これは藝文類聚卷七卷四十、太平御覽卷六九五にも見えて居る。所謂謝鎮西は謝尙であらう。晋書に依ると謝尙は好んで刺文袴を衣、また音樂に善く、鎮西將軍となり、升平の初に年五十にして卒したといふ。たと太平御覽卷五八三には此文を別き胡床の下に、大市佛圖樓上の七字がある。

又た北に在つて北魏、北齊、南に在つては宋、南齊、梁、隋の史書にも間々胡床の名が見えて居る、(北の周書、南の陳書には見當らぬが)。先づ北魏書から舉げると、同書裴叔業傳附載の裴祭傳に出帝初出爲驃騎大將軍、膠州刺史、屬時亢旱、士民勸令禱於海神、祭憚違衆心、乃爲祈請、直據胡床、舉杯而言曰、僕白君、左右云、前後例皆拜謁、祭曰、五嶽視三公、四瀆視諸侯、安有方伯而致禮海神と見え、爾朱彥伯傳附載の爾朱世隆の弟爾朱弼傳に、世隆既擒弼、欲奔蕭衍、數與左右割臂爲約、弼帳下都督馮紹隆爲弼信待、乃說弼曰、今方同契、關須更約、盟宜可當心、灑血示衆、以信弼、乃從之、遂大集部下、弼乃踞胡牀、令紹隆持刀披心、紹隆因推刃殺之と見え、又た禿髮烏孤傳に、弟涼州牧西平公利鹿孤……遣弟車騎將軍、偃檀拒呂纂、纂士馬精銳、軍人大懼、偃檀下馬據胡牀、以安衆情云々と見えて居る。

次に北齊書神武紀下に北魏孝武帝が神武即ち高觀と相疑ふの際、高觀が表を上りて忠款

を表せしに對し、魏帝之に答へんとし、舍人溫子昇をして詔を草せしめんとしたが、子昇遂巡して敢て作らざるや、帝據胡牀、拔劍作色と見え、同書武成胡后傳に「自武成崩後、數出詣佛寺、又與沙門曇獻通、布金錢於獻席下、又挂寶裝胡牀於獻屋壁、武成平生之所御也」と見えて居る。

又た南に在つては宋書には五行志にさきに引用した一條が見ゆるのみであるが、南齊書には柳世隆傳に「昇明元年冬、沈攸之反……攸之乘輕舸、從數百人、先大軍下住白螺州坐胡牀、以望其軍、有自驕色」と見え、荀伯玉傳には「世祖在東宮、專斷用事、頗不如法、任左右張景真使領東宮主衣……世祖拜陵還、景真白服乘畫舫、坐胡牀、觀者咸疑是太子」と見え、張岱傳には「兄鏡少與光祿大夫顏延之隣居、顏談議飲酒、喧呼不絕、而鏡靜翳無言、聲後延之於籬邊、聞其與客語、取胡牀坐、聽義清玄、延之心服、謂賓客曰、彼有人焉、由此不復酣叫と見え、又た劉瓛傳には「性謙率通美、不以高名自居、遊詣故人、唯一門生持胡牀隨、後主人未通、便坐問答」と見えて居る。

次に梁書には楊公則傳に「大軍至新林、公則自越城、移屯領軍府壘北樓、與南據門相對、嘗登樓望戰、城中遙見摩蓋、縱神鋒弩射之、矢貫胡牀、左右皆失色、公則曰、戮中吾脚、談笑如初」と見え、韋放傳に「普通八年、武帝が放等をして渦陽を攻めしめた時、その軍魏兵に圍まれ、苦戰遂に之を撃退した情形を述べ、「弟洵馬被傷不能進、放胃又三貫流矢、請放突去、放厲聲叱之曰、今日唯有死耳、乃免胄下馬、據胡牀處分、於是皆殊死戰、莫一不當百、魏軍遂退」といつて居る、又王僧辯傳に「そが湘州の賊陸納等を長沙に圍み、壘上に坐して築壘を臨視するや、賊望んでその備を設けざるを識り、開門掩出して僧辯に迫りし時の事を紀し、僧辯尙據胡牀、不爲之動云々」といつて居る。

特に最も注意すべきは侯景傳の紀事である。そが梁の禪を受くる、南郊に壇に升りてその式を行ふや、橐駝負犧牲、輦上置筌蹄、垂脚坐といひ、同傳にはなほ、自纂立後、時著白紗帽、而尙披青袍、或以牙梳插髻、牀上常設胡牀、及筌蹄、著靴垂脚坐といつて居る。侯景は朔方の人若くは雁門の人といひ、固より胡人である。

次に隋書の紀事も、この家具が一般に廣く行はるゝに至つた證左として注意するに足るものがある。同書爾朱敏傳には、齊神武韓陵之捷、盡誅爾朱氏、敏小隨母養於宮中、及年十二、自竇而走……遂入一村、見長孫氏媼、踞胡牀而坐、再拜求哀云々と見え、又た鄭善果母傳には、母性賢明有節操、博涉書史、通曉治方、每善果出聽事、母恒坐胡牀、於郛後察之と見えて居る。

(五)

右に擧げた諸例に於て第一に氣の付くことは胡牀の用ゐられたのは毎に戰地とか、獵場とか、樓上とか、船中とか、屋外とかで、普通に人の會客若くは燕居する一定の場所でないことである。即ち曹瞞傳、晉書戴若思傳、同張重華傳、同蘇峻傳、北魏書禿髮烏孤傳、南齊書柳世隆傳、梁書楊公則傳、同章放傳、同王僧辯傳のは戰地での事であり、魏略蘇則傳のは獵場での事であり、晉度亮傳、語林謝鎮西條のは樓上の事であり、南齊書荀伯玉傳のは船上の事であり、晉書王愷傳、同王恬傳、同桓伊傳、北魏書裴粲傳、同爾朱弼傳、南齊書張岱傳、同劉濞傳のは庭上路上すべて屋外の事である。また隋書鄭善果母傳のも屋内ではあるが、毎に坐臥する一定の場所

はないやうである。これが、毎に一定の場所に設けられたる牀若くは榻と頗る異なるところであつて、この家具が牀若くは榻に比して運搬に便利なる性質を有することを示すものである。さればとてこれが牀若くは榻の代りに一定の場所に於て用ゐられないといふのではなく、北齊神武紀に見ゆる通り、時には天子の御坐となり、隋書爾朱敏傳に見ゆるが如く、村媪の踞牀ともなつたのである。牀若くは榻は必ずしも一人が坐したものでない、一人のみが坐する時は之を獨牀若くは獨榻と稱して非常に尊敬する場合に限るのである。三國志蜀志に簡誰が諸葛亮以下には一榻を獨擅したといへばその以上にはそうでなかつたことが知れるが、こゝに顯著なる例一二を擧ぐると、北堂書鈔卷一三三に晋中興書を引き、中宗既登尊號、百官陪列、詔王導升御牀、導辭曰、太陽下萬物蒼生、何由仰照、上乃止、といへる、これは周公成王を輔くるの例に倣はんとしたのであらうが、牀が必ずしも一人を坐せしめたるものでないとの例にならう。特に北齊書卷十一漁陽王紹信傳に、行過漁陽、與大富長同床坐、といつて居る如き、白孔六帖卷十四に、劉文靜唐公踐天子位、擢納言時多引貴臣共榻、文靜諫曰、今率土莫不臣、而延見群下、言尙稱名、帝座嚴尊、屈與臣下均席、此王導所謂太陽俯同萬物者也、といへるが如き最も明にその然るを示すものである。舊唐書劉文靜傳には共榻を共食と改めて居るがこれでは文靜の言と緊合せぬ。又武梁石室の壁畫にも老萊子夫婦及び文王太姒の同牀共坐せる圖像がある。これが果して實際であるか、如何だかは固より問題であるが、此石室の出來た後漢時代の風俗の反影とは見られやう。要するに牀若くは榻は必しも獨り坐

するものではないが、胡牀は前に列擧せる諸例に視て毎に一人の坐するものとなつて居る。是が胡牀が牀若くは榻と異なる第二點である。

第三に胡牀が牀若くは榻と最も大に異なる點はその坐法である。前に列擧せる諸例に於て見らるゝ如く、胡牀には時に坐といふ文字を用ゐてあるが、大抵の場合、據若くは踞といふ文字が使つてある。牀にも前に説いた如く、踞した場合もないではないが、それは異例である。之に反して胡牀には據若くは踞するが本式で、その坐といふ文字を使つてある一二の場合も單に汎言したに過ぎないやうである。

さて踞牀といへば牀上に尻を著け牀下に脚を垂れたのであるが、こは漢高祖の例に徴して略ぼ疑ないが、太平御覽卷七〇六に異物志を引き、麤二音狼狀、如麋而角向前、入林則得之、角正四據、人因以作踞牀とあるのも参考すべきであらう。又た據は説文には杖持也とあるが、釋名には居也とあり、據と居とは同音相通するのである。そして居は即ち踞であるが故に、踞胡牀といふも據胡牀といふも同義である。そして胡牀が脚を垂れて坐するに用ゐられたことは梁書楊公則傳に、殆中吾脚といへるのでも知れが、その最も明白なるものは梁書侯景傳の牀上常設胡牀及筌蹄、著靴垂脚坐といへるにあるが、これは當時通常牀若くは榻に平坐した人々には非常に奇妙であつたやうである。たゞこゝに筌蹄を胡牀と列載してあるが、もともと筌は捕魚の器であり蹄は獸を捕ふる具であるが、此物については明方以智通雅(卷三四)に、筌蹄謂魚筍與兔蹄也、後人合稱之、遂以名筌と題し、上略段公路北戸錄曰、新州作五色

藤筵臺、劉孝綽謝太子五色藤筵蹄一枚、按此乃借筵蹄之稱、其實則織籐爲籃也、筵臺又筵蹄之訛也、廣人呼蹄爲臺とある。即ち藤を編みて作つた籠であるが、之を腰を懸けるに用ゐたのであらう。劉孝綽は梁人で漢魏六朝百三名家集にその集はあるが、此文は見えて居ない、方以智の見た本にはあつたであらう。兎も角此が籐椅子の起原である。

かく據坐の風俗は後漢末胡牀と共に支那に入つたものであるが、當時所謂胡人は殆ど外人といふと同義で、東夷西羌を除いた外人は皆な胡人である。匈奴の餘類も胡人なれば、鮮卑烏丸吐谷渾などの東胡の種族も胡人であり、西域諸國の人々も固より胡人である。しかも支那の史傳には此等胡人の坐法を明白に傳へたものがない。たゞ南齊書魏虜傳に北魏人の風俗を傳へて「虜主及后妃常行乘銀鑲羊車、不施帷幔、皆偏坐、垂脚轆中、在殿上亦踰據」とある。いふまでもなく魏人は鮮卑であり、此等騎馬人種が膝を屈することは餘程の困難であり、極力漢人化に勉めても垂脚の風俗は容易に改め得なかつたものであらう。こゝに偏坐とは中央に坐せざるの意で、據坐するには此字を用ゐたもの見え、梁書海南諸國傳婆利條にその王が偏坐、金高坐、以銀蹬支足といつて居るが、以銀蹬支足といへば據坐したことは、明である。又た魏主及び后妃は殿上に在つても亦た踰據したといふが、これは何物かに據し、脚を垂れ踵を昂げて坐つたといふの意で、想ふに胡牀が用ゐられたるものであらう。そは侯景の例を視ても想像せらるゝのである。

後漢書烏桓鮮卑傳に烏桓の習俗を説き、父子男女相對踞蹲とあり鮮卑條に其言語習俗與烏桓同とあれば鮮卑も亦た父子男女相對踞蹲したといふのであらう。これは三國志注に晋王沈の魏書を引いて同一の文があれば後漢書は殆ど魏書に依つたものであらう。しかも鮮卑なる魏人に胡牀に據坐した形迹がありとすれば、こゝに所謂蹲踞も餘程値上げて考ふべきであらう。即ち烏桓鮮卑に於ても一般人民は兎も角も高貴の人々は胡牀に踞して居たのを一概に蹲踞といつたのではないかと考へらるゝのである。そは北魏書に鮮卑と同種族なる吐谷渾を傳へ、その英主夸呂の事を紀し、夸呂椎髻毼珠以皂爲幘坐金師子床といつて居るので推さるゝのであつて、前條と相參ずると、こゝに所謂坐は漢人の坐法でなくして、胡人の坐法即ち踞坐であつたのであらう。されば同書龜茲傳に其王坐金師子牀といへるも、波斯傳にその王坐金羊床といへると均しく皆な所謂坐は即ち踞坐であつたので、その所謂床は踞床であつたものと想はれ、スタイン氏が發掘したる「トルキスタンの廢屋中に椅子及び肘懸椅子のあつたのも思ひ合さるゝのである。

特に趣あるを感ずるのは胡牀が古代より我國に傳つたことである。古事記に傳ふる神代に天若日子が胡床アケラに寝たとの傳説は姑く措くとするも、日本書紀繼體天皇條に、元年於是男大迹天皇晏然自若、踞坐ウケ胡床、齊列陪臣、既如帝坐と見え、敏達天皇條に、十四年、物部弓削守屋

大連自詣於寺踞坐胡床、斫倒其塔、縱火燔之と見え、用明天皇條に、元年穴種部皇子不聽而行、馬子宿禰即便隨去、到於盤余而切諫、皇子乃從諫止、仍於此處踞坐胡床待大連焉と見え、こゝにも胡床には踞坐といふ文字を用ゐて居り、脚を垂れて之に倚つたものなることを示して居る。この胡床は太神宮儀式帳内裏儀、廷喜式江家次第等諸書にも見えて居り、我國にも古代には倚式坐法のあつたことを物語つて居る。

日本書紀に胡床の名の初めて見えて居るのは、繼體天皇の元年で、梁武帝の天監六年北魏宣武帝の正始四年西五〇七である。この胡床が支那に入つたのは、後漢靈帝の時(西紀一六八—一八八)であるから、之が支那から傳來したとして、何等の支障はないが、これが日本名アグラであつて神代の時已にあつたとすると、少なくとも西紀一世紀前後に日本には已に此家具があつたと見なければならぬ。従つて日本の學者の間に種々の議論が出て居るが、甚だしきは、搜神記の太始とあるを前漢武帝の年號とし、そが晋武帝の泰始の譌誤なるに氣附かぬものさへあるに至つた。予輩はこの方面の知識には全く門外漢ではあるが、支那にも此器械は胡國から傳來したものであり、その以前に少なくとも東胡の間に行はれて居た形迹があつたとすれば、何も之を支那から傳來したものと視なくてもよからう。即ち本家の胡國殆ど東胡民族から直接若くは間接に移入したものと視てよからうではないか。況んや神代諸神に大陸分子があつたとすれば尙更のことである。否なこの一小家具も日本人種の起原を考定する管鍵の一となるか知れない。

所謂胡牀が踞坐するもので、その坐法の椅式であることは上に述べ來れるところに依りて略ぼ明瞭であると信するが然らばそは如何なるものであつたかは古來一つの問題である。支那に於て始めて此問題に觸れたものは宋張端義の貴耳集(卷下)である。即ち今之校椅古之胡牀也。自來只有栲栳樣宰執侍從皆用之。因秦師垣在國忌所偃仰片時墜巾京尹吳淵奉承時相出意製荷葉託首四十柄載赴國忌所頃刻添上。凡宰執侍從皆有之。遂號太師樣。今諸郡守倅必坐銀校椅。此藩鎮所用之物。今改爲太師樣。非古製也。といふのがそれである。校椅亦た交椅に作つて居る。又た淵鑑類函(卷三八)胡牀條には、詩話を引いて、今之交牀本自外國來、始名胡牀。隋以讖改名交牀。唐穆宗時、又名繩牀。といつて居るが、こゝに所謂今之交牀の牀は椅の誤であらう。たゞ隋時交牀といつたとは予輩の未だ聞かざるところであつて、現に隋書には前に引用した通り、胡牀といふ名が二個所程見えて居る。又た唐穆宗時又名繩牀といつて居るが、これは宋程大昌の演繁露に、唐穆宗長慶二年十二月、見群臣紫宸殿、御大繩牀とも見え、特に孟東野の詩集(卷三)教坊歌兒中には、供養繩牀禪と見え、偷詩中には、繩牀獨坐翁といへる句があり、又た太平廣記(卷一九三)に原化記を引き、車中女子と題する一條があり、これは開元中の事件であるが、その中に、據繩牀といふ一句があるから、唐時に繩牀のあつたことは明瞭であるが、しかしこれは何も唐時に始まつたものでない。北齊書陸法和傳に已に、無病而

告弟子死期、至時燒香禮佛、坐繩牀而終といつて居る。この繩牀が胡牀と同一であつたか、如何だかは不明であるが、宋王國觀の學林卷四に「繩牀者、以繩貫穿爲坐物、即俗謂之交椅之屬是也」といつて居るから、坐所を繩で造つた椅子であつたのであらう。特に明方以智の通雅卷三十四に同話録を引き、交椅謂之繩牀、敵制也、歐公不御といつて居るのは最も味ふべく、同話録は宋曾三異の著で、說郭陶刻本には敵制也を乃〇〇所制に作つて居る、歐公は歐陽修なるべく、敵制とは契丹或は西夏制の意で、契丹人或は西夏人が椅子を常用して居たことを證するものである。想ふに北齊書の陸法和の繩牀も殆ど是であつたらう。

又た宋孟珙の蒙韃備錄軍裝器械條に成吉思汗の儀衛を説き、所坐乃金裏龍頭胡牀、國王者間有用銀處、以此爲別、といひ、宋徐靈の黑韃事略には、韃主帳中所坐胡牀、如禪寺講席、亦飾以金、后妃等等第而坐、如枸欄然、といつて居るが、宋人は胡牀を交椅となすが、故にこゝの胡牀も交椅と解すべきであらう。

近代に至りて胡牀を交椅にあらずとして較々之を詳論したものは王鳴盛十七史商榷卷二十四である。たゞそが支那に於て人の坐する所のものを椅と稱するに至れる起源を説いて、椅本木名見說文卷六木部、注云梓也、毛詩小雅湛露篇其桐其椅、釋名椅於宜反是也、新五代史晋臣景延廣傳、延廣進器服鞍馬茶牀椅、楊以椅字爲人所坐、呼如倚、音始見於此、宋王銍默記云、南唐李後主被虜後、徐鉉往見、老卒取椅子相對、鉉曰、但正衙一椅足矣、李主出、鉉辭賓主禮、引椅偏乃坐、又無名氏宣政雜錄云、宣和初、京師伎者、以長竿繫椅於抄、伎者坐椅上、又周輝清波雜志云、紹

興十三年、再興太學、呂纂義爲上痒錄、投進倡和詩、有影妻椅、妾語、又葉夢得石林燕語云、殿廬幕次、三省官爲一幕、樞密院爲一幕、兩省官爲一幕、尙書省官爲一幕、御史臺爲一幕、中司則獨設椅。子於隔門之内、又張端義貴耳錄云、今交椅、古胡牀也云々、據此諸文、知椅起唐末、而盛於宋、假借木名之字用之、といひ、椅非胡牀、張端義誤也、と斷じ、三國志蘇則傳の胡牀を擧げ、其實已起漢末、とて後漢書向栩傳の板牀、高士傳管寧の木榻を引き、危坐脚を伸べざるの證とし、若椅則小於牀、不可盤膝、無不伸脚者、知椅非胡牀也、といひ、結局、周漢以前、席地坐、馮几、寢則有牀、漢末三國、坐始有胡牀、…然尙無小交椅、直至唐末五代、始有之、と論斷して居る。その意蓋向栩の板牀も木榻も皆な之を胡牀とする、否な漢末魏晉南北朝隋唐諸史に見ゆる坐するに用ゆる床、榻を悉く胡牀と視るのである。然らざれば此論は成立たない。たゞ榻の初めて見ゆるは後漢末であるが、牀を坐するに用ひたのは頗る古い、已に前漢の時にもやゝその形迹の認むべきものがないではなく、特に魏晉南北朝の諸史には明白に胡牀と牀若くは榻とを書分け、その用處及び用法も相異つて居たことは已に説明した通りである。實際椅子が坐具の意味に用ひられたるは唐末五代の頃であらうが、それは決して椅子が胡牀の別名を以て漢末以來支那に用ゐられて居たといふ事を否定するの鐵案とはならない。なほこの椅子につきては、方以智の通雅卷三四にも、倚卓之名、見于唐宋、と題し、余記唐宋小説、有倚桌字、宋黃朝英言、椅木名、棹與擢通、但當用倚卓、揚億談苑云、咸平景德中、主家造檀香倚卓、俗以爲椅子、卓子、宋鹵簿有金倚云々、といつて居る。

交椅また校椅に作る。校に欄格あるものゝ義があるから、校椅を脇懸椅子と解せられな
いこともないが、しかも校椅に作るは毛刻貴耳集のみにて他は概ね交椅に作つて居るから
こはその脚の交叉せるに取つた名で、猶ほ唐代に剪刀を交刀といつたやうな類であらう太
平廣記卷一二陳義郎條下。そして胡牀も亦たそうであつたらうと想はるゝのは、太平御
覽等の類書に引用せらる梁庾肩吾の傳名乃外域、入用信中京、足欵形已正文斜體自平といへ
る詩である(文斜の斜は太平御覽の鮑刻には邪に作つて居るが、漢魏六朝百三名家集中の庾
度支集には斜に作つて居る)。「足欵」といひ「文斜」といへる脚の交叉せるを想像せざるを得な
い。こゝの文は錯畫即ち×の義に取つたのであらう。日本に傳ふる此種の椅子には背の
ない床木(猿樂に用ゆる)があり、背のある摺疊椅(僧侶などの用ゆる)がある。交椅はその孰れ
であるか一寸不明であるが、貴耳集に「偃仰片時墮巾」といひ、黑鞋事略に「如禪寺講席などいへ
るより推せば背のある摺疊椅の類であつたらう。西洋でも羅馬の Curule Chair は此形をし
たもので、初は背はなかつたが後には背もあり、脇懸もあるものになつたといふ。交椅には
已にいつた如く背があつたやうだが、胡牀はその孰れであつたか明瞭でないが、蘇峻傳に「却
據胡牀(却行の却のごとし)して敵を防いだ様子からいふと背があつたやうにも見ゆるが他
に明證がない。又た繩牀は王國觀の説に従へば、繩を貫穿してその坐を造つたから來た名
のやうで(胡牀は革であつたらう)あるが、それが佛家に縁があり、又之に據したといへば、胡牀若
くは交椅の一種と視てよからうと思ふ。又た胡牀に背のあるものもあつたとすれば、天若

日子の如く胡牀に寢(仰臥)られぬでもなく、返し矢がその高胸坂カウチに中つたといのにも意義があることと思ふ。

(八)

さて西方にては椅子は埃及を初め希臘羅馬等は古代から用ゐたのであつて、羅馬人の用ゐた Curule 形は纔にその一種に過ぎない。若し椅子が此等西方諸國から支那に入つたとしたら、何が故に椅子の此形のみが、先づ支那に入つたのであらう。現に「スタイン」氏は「トルキスタン」で普通の椅子及び肘懸椅子を發掘して居り、その時代は不明だが、相當古いものゝやうである。此等の普通の椅子若くは肘懸椅子が支那に入るに先だちて、先づ Curule 形の椅子が入つて來たのは何故であるか。胡牀が西方傳來としたら、これは何人も懐かざるを得ない疑問であらうと思ふ。

しかしこの疑問はこの椅子が、支那塞外の遊牧民の手を経て支那に入つたとすると直に氷解するであらうと思ふ。Curule とはもと拉丁語の Curvus、即ち車から來た文字であつて、この椅子が車に載せ運搬するに便なるより、この名が附いたのである。されば支那塞外の水草を逐ひて轉移し、且て騎馬の習慣ある人民には最も恰好なる坐具である。何となれば運搬に便に且つ脚を屈する必要がないからである。従つてこの椅子が支那に入つてから、その本來の性質を失はず軍陳旅行等に便用せられたのであつて、又た魏略に裴潛の清廉

なる一例として、そが任を去るに及びて胡牀を持去さなかつたと傳ふるも、こが携帶に便なるからであつて、然らざらんにはこの紀事は何等の意味がないことにならう。

之を要するに胡牀は *Ornitho* 形即ち摺疊式の椅子で、此形の椅子が先づ支那に傳つたのは塞外遊牧民の手を経たからであり、また一面にはかく説明すると此椅子が西方傳來として何等の不都合なく渙然たるを得るのである。

此になほ一言附け加へて置きたいことは机及び桌についてである。さきに已に略説した如く几は元來坐するときに人の凭つたものである。そして机はもと木名で説文に「机机木也」とあり、山海經に「單狐之山有机木」と見えて居るのがそれである。もともと几席の几と關係はないのである。然るに此字が突然三國志魏志華歌傳に見えて居る(王氏十七史商榷卷二四)。王鳴盛は之を以て几の製作上の變革と見て居るが、しかも魏志華歌傳の所謂机字は後漢明帝が歌に諭した詔書中に見ゆる机筵と連續した文字であつて、几筵といふと何等の差はないのである。そは兎も角として几席に机字を用ひたのは此が初であつて、その製作用法も魏晋の間に漸次變化し來つたやうで、晋書張華傳には「雅愛書籍、身死之後、家無餘財、惟[○]有[○]文[○]史[○]、溢[○]於[○]机[○]筵[○]」と見え、又た劉琨傳には「賓客滿筵、文[○]案[○]盈[○]机[○]」と見えて居る。されば當時に在つて机は人の凭るのみに用ゆる几と異にして書籍文書をも載するに供せられ、従つてその形も几に較べて大きくなつたやうである。併し當時に在つては人の坐するに正式には牀若くは榻を用ゐたのであるから、製作上に大變革があつたらうとは思へぬのである。

然るに隋唐以後胡牀が盛に行はれ、家庭の間にも一般に之が用ゐられ、唐末五代に入り、胡牀にも別に倚字椅字が用ゐらるゝに至りて机の外に卓字棹字桌字が現はれ、宋時通俗には椅を椅子、卓を卓子と呼んだといふ、方以智遜雅、従つてその形は大を加へざるを得ないので、終には八人共坐同食する所謂八仙桌などを生ずるに至つたのであらう。(完)

參照

(1) 段氏は説文各本に「長跪也」とあるを「長跽也」と改めて居るが、成程素隱には「長跽也」とある。しかし莊子内篇人間世に「擊跽曲拳、人臣之禮也」といへる、陸德明音義に「跽を解し、説文を引きて「長跪也」とある。改めるには及ばぬやうである。

(2) 牀を坐するに用ひるに至つたは後漢からではあるが、前漢にも絶対にないとはいへぬ。例せば漢書卷六十四上朱買臣傳に、そが張湯を怨むに至れる事由を紀して、湯數行、亟相事、知買臣素貴、故踐折之、買臣見湯坐牀上、弗爲禮云云といつて居るのが是である。

(3) 夷若くは夷踞がこれであらう。後漢書韋懷注には「夷踞の夷を「平也」と注して居る。

(4) 漢高踞牀の踞につき、之を踞踞と視ても支障なからうとの疑もあるが、踞牀洗足は漢書蘇布傳にも見えて居る、しかしそう視るのは穩當でなからう。故に顔師古もこの踞を據也と注して居る。特に漢書張良傳に「從東擊楚、至彭城、漢王兵敗、面還至下邳、踞鞍、而問曰云云」といふ、この踞は據と視るべきで踞踞と視るべきでなからう。又同書汲黯傳に武帝が汲黯を敬憚せし狀を記し、大將軍青侍中、上踞廁視之、亟相弘宴見、上或不冠、至如見黯、不冠不見也といつて居る。この廁は如淳は「潤也」といつて居るが、孟康は「牀邊側也」といつ居る。顔師古は「如説是也」といつて居るが、劉奉世は孟説を是として居り、予も之を至當と想ふが、その孰れとするも、此踞は踞踞の義ではない。

(5) この坐法は敦煌千佛洞の像にも多くの例がある。

(6) 邪は斜と相通ずる。司馬相如の上林賦に「邪興蕭愷爲鄰」といふ句があるが、顔師古は「邪讀爲斜」

といつて居る。想ふに便肩吾の詩には本邪に作つて居たのを後人が斜に改めたのであらう。予はこの論文で日本風の正坐即ち支那の危坐端膝斂膝を「孔子尻」の尻と同様と視たが、是には多少の疑がある。尻は人几に凭るの意であるが、身體の下半部の如何やうであるかは不明である。そして閑居がこの形であるとする、必ずしも日本風の正坐でなかつたかも知れぬ。特に東方朔非有先生論に「吳王懼然改容捐薦去几危坐而聽」といふ句があつて見れば危坐には少なくとも几を去つたことは明である。たゞ危坐は跪と同意にも用ゐらるゝからこの危坐は跪の意で、孔子閑居の尻は日本風の正坐と視ても支障なからうと思ふ。兎も角予が坐法の一つとして擧げた尻若くは坐は日本風の正坐の意味で、必ずしも尻の原義に拘はらざらんことを望むのみである。

唐宋櫃坊考

加藤 繁

- 一 唐宋時代の文獻に見えたる櫃坊
- 二 櫃坊の名義及其の出現の由來
- 三 櫛櫃と櫃坊
- 四 寄附鋪と櫃坊
- 五 櫃坊と帖
- 六 結語

一 唐宋時代の文獻に見えたる櫃坊

櫃坊といふものは、是迄支那學者から全然注意されて居ないやうであるが、支那の經濟史的研究に興味を持つものに取つては閑却することの出来ない項目の一つである。私は此